

(案)

資料2

大阪府母子保健運営協議会に設置する専門部会について

大阪府母子保健運営協議会において、不妊対策専門部会を設置していたが、不妊治療が令和4年度から健康保険が適用されたこと、令和3年から「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」において、プレコンセプションケア（女性やカップルを対象として将来の妊娠のための健康管理を促す取り組み）に関する体制整備を図ることとされたことから、大阪府母子保健運営協議会規則第5条第1項に基づき、不妊対策専門部会を廃止し、新たにプレコンセプションケア推進専門部会を設置するものとする。

専門部会名	検討・審査事項	設置日
プレコンセプションケア推進専門部会	(1) プレコンセプションケアに関する各種事業の効果的な実施及びあり方に関する事項 (2) 性と健康の相談センター事業の実施に関する事項 (3) その他事業の目的達成に必要な事項	令和6年11月1日